

改正

昭和42年7月10日条例第25号
昭和48年4月1日条例第34号
昭和51年3月31日条例第9号
平成8年3月22日条例第6号
平成13年7月10日条例第42号
平成23年3月22日条例第9号
平成24年3月21日条例第11号

山形県公衆浴場入浴料金審議会条例をここに公布する。

山形県公衆浴場入浴料金審議会条例

(設置)

第1条 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の規定に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ審議させるため、山形県公衆浴場入浴料金審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要のつど知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公衆浴場を利用する者
- (2) 公衆浴場を経営する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号に掲げる者のうちから委嘱される委員の数は、同数とする。

4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長が事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年7月10日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年4月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月10日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。